

[論文]

幕末・維新期の日本経済と貨幣・金融 —横浜正金銀行前史—

菊 池 道 男

〈目 次〉 序 ——問題の所在

第Ⅰ章 日本の開国と貨幣制度

- 1 開国と幕末経済
- 2 商品経済の拡大と貨幣制度

第Ⅱ章 幕末開港と貨幣・金融

- 1 幕末開港と対外貿易
- 2 幕末の金貨流出と幣制改革
- 3 幕末の貿易・為替金融と外国銀行

第Ⅲ章 維新期の日本経済と貨幣・金融

- 1 維新期の日本経済と対外貿易
- 2 維新期の貨幣制度と幣制改革
 - (1) 貨幣制度の混乱と改革
 - (2) 金貨流出と幣制改革
- 3 國際的金相場と銀相場
- 4 維新期の貿易・為替金融と外国銀行

結 語

序 ——問題の所在

19世紀後半、欧米資本主義列強の東アジア進出を背景に、日本の資本主義は明治維新の変革を媒介として後発、成立する。明治政府は、欧米列国との近代的格差を埋めると同時に、その圧力に対抗しうるための政治的・軍事的な整備をすすめる一方、他方、国内では封建的諸制限を撤廃し、急速な近代的諸制度の移植・育成こそが焦眉の課題となった。

後発した日本の資本主義は、資本の原始的蓄積が金融資本の形成を媒介する形で行わざるをえなかつたことにその特殊性があるが、維新政府は、これを国家政策を基軸にきわめて圧縮された資本主義化の方法をもって処理したのである。すなわち、近代的諸制度の移植・育成を急ぐ維新政府は、多くの官業を創出すると共に、他方資金の創設を図り、諸々の政策を実行した。まず、これをうけて実施された不換紙幣の発行と貸付は、政府の財政窮乏化とあいまつて不換紙幣の乱発を招き、その価値の動搖・低落を惹起させた。こうした事態に遭遇した維新政府は、これらの紙幣の価値を安定せしめ、幕府から持ち越された混乱きわめた貨幣制度を整理し、そして新たに発行された通貨が資金として機能することができるよう近代的貨幣制度の整備を進めた。さらにそれに関連して維新政府は、近代的金融（信用）制度をつくり、それをとおして資金の集積と、豊富な資金の供給を図ることとした。

まず、維新政府は貨幣制度の整備にあたって、これを遡って幕末の貨幣制度を整理・検討した。この貨幣制度は金銀複本位制度であり、鎖国経済・政策のもとで金安銀高の特殊な形を呈していた。幕府は、開港を契機に洋銀対策（改革）を行ったが、外圧に屈してこれを停止し、金貨の流出を余儀なくされることになった。そして明治維新以降、維新政府は、「新貨条例」をもって金本位制度を成立させたが、一円貿易銀を地域的に流通させたことで、内外の幣制混乱を起こし、また再び金貨の流出が起り、数次の洋銀対策（改革）が試みられたが、結局、金銀複本位制度に移行したのである。

そして、金融（信用）制度の整備にあたって、維新政府は「為替会社」および「国立銀行」を設立させ、預金・貸付・為替などの銀行業務を担わせ、なかんずく「横浜為替会社」および「第二国立銀行」には外国銀行の

洋銀券対策として、それぞれ洋銀券を発行させ洋銀相場の奪回を図った。

いずれにせよ、外国資本（外国商人・外国銀行）の專横するなか、維新政府は、貨幣制度の整備・改革および金融（信用）制度の整備と同時に外圧への抵抗を画策したが、十分な成果を得ることはできなかった。

以上、ここでは幕末・維新期の貨幣・金融事情（特殊金融機関「横浜正金銀行」前史として）を取り上げ、資本主義世界の世界史的発展のなかへこれを位置づけ、その対外関係との関連で整理・検討する。このことが本稿の課題である。

第一章 日本の開国と貨幣制度

1 開国と幕末経済

19世紀中葉、イギリスの中国の開国を契機として欧米列強は極東（東アジア）地域へ進出し、新たな市場に組み入れ資本主義世界市場を完成することになるが、日本の開国もこの最後の一環であった。

すなわち、この時期すでに産業革命を成立させ、自由主義時代の最盛期にあった欧米列国は、政治的・軍事的・経済的に指導的立場にあったイギリスを中心に自由競争をとおした自国商品の販路および原料の獲得という市場拡大に余念がなく、極東地域を新たに市場化せざるをえなかつたのである。この極東地域においては、重要な市場として欧米列強の競争の目標となった中国は、イギリスとのアヘン戦争（1840～42年）の結果、南京条約を締結し、開国を余儀なくされた。その後、イギリスは海運・造船の黄金時代（1840～50年）にあったアメリカと市場をめぐる角逐を演じたが、第二次アヘン戦争の最中の1858年、中国との間に不平等な天津条約を締結させた。しかしながら、欧米列国の日本進出は、イギリスではなく、1853（嘉永6）年アメリカのペリー（M. C. Perry, 東洋艦隊司令長官）の浦賀入港にはじまり、その武力を背景に幕府に開国を迫り、翌54（安政元）年3月、日米和親条約（神奈川条約）が結ばれるにいたつのである¹⁾。

このような情勢のもとで、徳川封建社会の崩壊過程にあった日本では、徳川幕府が封建的諸制限と封建制の強化をもって、その存続・維持をはかった。徳川封建社会は、本百姓の自給農業経営を基礎に、領主が生産物地代として年貢を徴収する関係にあり、生産物あるいは貨幣

地代の収奪を前提としていた。すなわち農民は、身分的に隸農として土地に縛縛され耕作を強制され、移転・職業の自由のない、ただ貢租を領主に支払うという「経済外的強制」のなかにあったのである。幕府は、こうした農民への諸制限をもって、封建的な貢納関係（本百姓の身分維持、経営面積の固定化）を確保し、同時に商品経済の農村への侵入を阻止し、自然（・実物）経済的な農村経済の維持・存続をはかることにしたのであった。そして幕府は、キリスト教の禁教と貿易統制を目的とした鎖国政策を打ち出し、1641（寛永18）年のオランダ商館の長崎出島への移管以来、日本と欧米諸国との関係は日蘭貿易をのこして封建的に統制の強化をはかった。この幕府の鎖国政策は、外国貿易を通じて封建社会を崩壊に導くとされる商品経済の発展および商人資本の発達を抑止しようとするものであった。かくして幕府は、これらの政策をもって商品経済の発展を押さえると同時に、その農村への侵入をも阻止しようとしたのであったが、この200余年の間に生産力の発達のもとに商品経済は一層発展し、さらにこれらの商品流通を媒介する貨幣制度が整備され、封建社会を崩壊に導くことになったのである²⁾。

ところで、アメリカの先鞭ではじまった欧米列国の日本進出は、その後クリミア戦争（1854～56年）とその処理（講和）で遅れをとったイギリスおよびフランスが対抗的に進出し、さらにクリミア戦争での敗戦の結果、極東地域への進出を進めるロシアとの角逐のもとに展開されることとなった。こうした欧米列強の日本進出という事態に遭遇した幕府は、封建社会の存続にあたる一方、他方で来たるべき開港・貿易に備えて貿易対策を整えた。すなわち、封建社会の存続に存立の基盤がある以上、幕府は、その対策の中心に貿易の制限・統制を据え、かりに貿易が行われたとしても、商人資本の伸張を阻止する構えであった。幕府は、こうした貿易の制限・統制に基づき欧米列国と条約を結ぼうとしていたが、欧米列国が要求するところは「自由貿易」（商品の販路および原料の確保）であり、幕府のいう制限・統制貿易を受け入れるはずはなかった³⁾。

かくして、1856（安政3）年、幕府は来日したハリス（T. Harris, 総領事）と日米和親条約に基づいて通商条約の交渉を開始し、58（安政5）年7月、14条および附属貿易章程7条よりなる「日米修好通商条約」に調印・締結した。この通商条約の主な内容は、神奈川（横浜）・長崎・箱館・新潟・兵庫（神戸）の開港と江戸・大坂の開市、自由貿易、通貨、領事裁判権、関税などを規定している。これは基本的に「自由貿易」の強制であり、さらに領事裁判権および協定税率にみられるように、日本にとって不平等な条約であった。

ともあれ、幕府は、その後2カ月の間にイギリス・フランス・オランダ・ロシアとの間で、日米修好通商条約に準拠して通商条約を成立させ、これを1年後に実施することとした。翌59年7月、神奈川（横浜）・長崎・箱館が開港し、本格的な「自由貿易」が開始されることになったのである。

2 商品流通の拡大と貨幣制度

日米和親条約の締結の頃、金鉱が発見され、世界的な金安銀高傾向にあったものの、国際的金銀比価への影響はさほどなかった。しかし、この間の日本の国内金銀比価は海外のそれと大きな格差を呈し、幕末貨幣制度は、開港に向けて大きく混乱することとなる。

まず、江戸徳川幕藩体制下の貨幣制度を概観しておこう。

江戸時代において、商品経済の発展は幕府・諸侯の貢祖の商品化によって促進され、とりわけ大都市（江戸・大坂）においてはこの貢祖の商品化のため商品機構（領主的商品経済）が急速に発展してきた。そしてこの貢祖の運送のために（あるいは参勤交代のために）道路・水路等の交通網が整備されると同時に、これらの商品流通を媒介する貨幣制度が急速に発展を遂げたのである。徳川政権は、成立後まもなく貨幣鑄造権を独占して、金・銀・銭の鑄貨と金銀比価を定めて全国統一的な貨幣制度を確立することを目指した。この幣制は、金・銀・銭の三貨併用（「三貨制度」）で流通し、それぞれが本位貨幣

1) 吉岡昭彦「イギリス自由主義国家の展開」（『岩波講座 世界歴史 近代 7』岩波書店、1971年、所収）3-42ページ。楫西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の成立 I』東京大学出版会、1954年、128-130ページ。
 2) 楫西他、上掲書、1-4ページ、第一章第二・三節。田代和生「徳川時代の貿易」（速水融・宮本又郎編『日本経済史1 経済社会の成立 17-18世紀』岩波書店、1988年、所収）155ページ以下。
 3) 楫西他、上掲書、128-133ページ。

(連立的貨幣制度・並行本位制度)と規定され、貨幣単位は両分朱の四進法とし、事実上は金銀複本位制度であった。銀貨の定位(法定)貨幣は事実上金貨の補助貨幣となっていた⁴⁾。

1772(安永元)年、それまでの銀塊秤量貨幣(丁銀や豆板銀など)に代わって、少額銀貨(一分、二朱、一朱など名目価値をもつ)が鋳造され、金貨と銀貨とが共通の計算単位をもつことになった。これらの銀貨は、その名目価値が実質価値と無関係に公認された定位(法定)銀貨(金銀比価1対11.58)とされ、秤量貨幣(金銀市場比価1対13.03)と並行して流通したのである。この場合、銀は秤量貨幣としては金と同様に本位貨幣として機能し、定位貨幣としては本位貨幣に対する補助貨幣として機能したといえる。しかし、当時の貨幣制度においては、法制上、本位貨幣と補助貨幣との明確な区別がなく、したがって本位貨幣の自由鋳造ならびに補助貨幣の強制通用力の制限も存在しなかったのである。鎖国政策による世界市場からの隔離が、国内(法定・市場)金銀比価と世界のそれとの相違による攪乱から回避できたが、開国によりこの影響をまともに受けることになる。1854(安政元)年当時の内外金銀比価をみてみると、国内の金銀法定比価は1対8.57(金銀市場比価は1対9.58)で、国際的金銀比価は1対15.33であった。ともあれ、こうした貨幣としての銀貨の二面性(本位・補助貨幣の二面的機能)が、幕末開港に際して外国貨幣との関係が出てくると、貨幣の交換をめぐり混乱を惹起することになる⁵⁾。

また、貨幣制度においては金属貨幣のほかにも藩札(藩紙幣)、手形(信用手形)が流通していた。幕府は、財政の窮迫化のなかで貨幣改鑄を行い莫大な出目(利益)をあげ収入不足を補ったが、鋳造権をもたない各藩は、17世紀後半以降、自領内で通用させる藩札を発行し、これを財源として財政支出を賄った。各藩が権力者であると同時に、商品取引者であったという事情を背景として、この藩札は、価値章標としての紙幣であるよりはむしろ

信用貨幣(貨幣債務証書)として機能していたのである。しかし、幕末になると藩札は不換紙幣となり、とりわけ諸藩の財政が窮迫化するなかでその発行高も増大すると同時に、他方その価値は下落の一途をたどることになるのである。また商品流通の拡大とともに商業機構も複雑化し、問屋、仲買、小売商へ分化がすすみ、そこに貨幣取引、信用機構が発展することとなった。貨幣取引は、両替商を中心に発達したが、彼らは異なる貨幣の交換(両替、金銀売買)のみでなく、そのほかに預金・貸付・為替・手形発行などの業務をおこなった。こうしたなかで、手形は江戸・大阪の両替商を中心として広い範囲に流通することになった。19世紀にはいり、幕府・諸藩は財政支出の不均衡を調整するために貨幣の改鑄を繰り返し行ったため、名目は同じでも金属純分が異なる貨幣(悪貨)が流通することになり、これが藩札の氾濫と相乗させて、幕末の貨幣制度を大きく混乱させることとなつた。こうした幕末の貨幣制度は、国内的要因によって混乱が生じたといえるが、これが安政の開港後には、世界市場との接触によって、さらに国際的な金銀比価の要件が加わり、内外金銀比価の格差のもとに混乱を増幅することになるのである⁶⁾。

ところで、1858(安政5)年の安政通商条約における第5条は、①外国貨幣は日本貨幣と同種同量の交換通用、②支払は両国貨幣を自由に使用、③開港後1年間は国内・外貨交換を保証、④金銀貨・金銀地金の輸出は自由などの貨幣条項が規定されたが、これによって幕末の貨幣制度は大きな衝撃を被ることになった。すなわち、開港貿易が開始されると、周知のごとく日本の貨幣が外国通貨と自由に交換され、本位貨幣の輸出が自由になる。しかし外国貨幣が日本国内を通用することを認めたことは、貨幣に関する主権の放棄であり、事実、不平等条約の一面をあらわにしたものにほかならない。つまり、鎖国経済体制の基盤となっていた特殊な貨幣制度はここに崩壊し、これまで流通銀の主体であった丁銀・豆板銀の

- 4) 大内力『大内力経済学大系 第七巻 日本経済論 上』東京大学出版会、2000年、88-100ページ。岩橋勝「徳川経済の制度的枠組」(速水融・宮本又郎編、上掲書、所収)114-125ページ。
- 5) 以上、岡崎次郎『貨幣論綱要』法政大学出版局、1965年、145-151ページ。鈴木武雄『円』岩波書店、1963年、32ページ。岡田俊平『幕末維新の貨幣政策』森山書店、1955年、20-24ページ。石井孝『幕末開港経済史研究』有隣堂、1987年、第一章第一節。山口茂「日本金融史の一節」(新庄・高橋・塩野谷『貨幣理論と貨幣制度』同文館、1952年、所収)などを参照。
- 6) 松好貞夫『日本の両替金融史論』柏書房、1965年、第九章第三節。大内、上掲書、100ページ。岡崎、上掲書、148-152ページ。楫西他、上掲書、28-33、37-41ページ。

銀相場は名目的なものとなり、洋銀（メキシコ・ドル銀貨）が天保一分銀（1837（天保8年）以降、鋳造）の定位銀貨と並立し、さらに金貨に連繋して、それぞれ量目を比較しながら流通する貨幣制度となる。ここに金銀比価の国際関係の問題が生じ、わが国の貨幣制度は、洋銀を対象として根本的な改革が迫られることになった。58年当時の国内の金銀法定比価は、天保一両小判と天保一分銀の交換比率で1対8.57（金銀市場比価は1対10.34）であったが、国際的金銀比価は1対15.38であった。かくして、幕府の貨幣制度における金銀比価は、国際的金銀比価と比較すると銀を高く、金を安く評価していたといえる（第1表）⁷⁾。

ともあれ、洋銀と天保一分銀が量目による交換（貨幣素材の品位の相違に関係なく）が行われ、さらに天保一分銀は金貨と並行して無制限通用力が認められ、その4個が一両小判に等価に通用するという、洋銀・天保一分銀・金貨の並行制度が出来上がることになる。これは外国側が天保一分銀を通じて金貨と交換する場合、2倍も有利になる、という貨幣事情を示すものであった。

第Ⅱ章 幕末開港と貨幣・金融

1 幕末開港と対外貿易

日本は安政通商条約に基づき、開港と同時に「自由貿易」が開始されることになったが、欧米強国の日本進出は世界の政治的軍事的な情勢のもとに、イギリスを中心に戦闘されることになった。

すなわち、日本の開国に先鞭をつけたアメリカは、南北戦争（1861～65年）の間に持ち前の海運業が衰退し、他方クリミア戦争（1854～56年）・第二アヘン戦争（1856～60年）などの処理に追われ日本進出に遅れをとったイギリスは、この間アジア市場および日本市場において独占的地位を得ることになった。しかし、イギリスは、さらに太平天国の乱（1856～64年）・セボイの反乱（1857～59年）に遭遇した結果、これまで行っていた強引な武

力介入を極力避けて、「自由貿易」を促進する政策をもって当たることとした。かくして、日本は、幕末の動乱と欧米列強の圧倒的な勢力のなかで「自由貿易」が開始されることになった⁸⁾。

こうした情勢のなかで、1859（安政6）年7月、日本は安政通商条約に基づいて、神奈川（横浜）・長崎・箱館の各港において「自由貿易」を開始したが、最も貿易額の大きかったのは横浜港であった（第2表）。この「自由貿易」に対して、幕府は制限・統制をもって対抗することとしたが、それとは逆に資本生産の廉価な商品が流入し、その貿易額も急速に増大することになった。開港当初における日本の輸出入貿易は、生糸・茶・蚕卵紙などをもって輸出超過となっていたが、その後毛織物・綿糸・金属・艦船・武器などの輸入が増加し、幕末の貿易は入超基調に転換したのである（第3表）。この間の貿易構成をみてみると、日本の貿易市場は、欧米列強の資本制工業製品の販売市場であり、他方原料・食料などの購入市場として位置づけられる。主要な貿易相手国としては、横浜の場合、輸出入ともにイギリスが8～9割を占め、圧倒的な地位にあり、これにアメリカ・オランダ・フランスがつづいている（第4表）⁹⁾。

かくして、開港貿易によって世界市場形成の一環に組み込まれた日本の幕末経済は、この影響のもとに転換を余儀なくされた。まず欧米列国の「自由貿易」によって商品経済がより一層発展した結果、幕府は自らの保護・統制のもとにあった商品の流通機構（商人ギルド）が崩壊に瀕し、他方、輸出品産地の領主による幕府の貿易対策への反対運動、さらには新興の貿易商人の営業の自由化要求などを背景として、国内産業と流通機構の再編成を迫られることになった¹⁰⁾。

ところで、イギリスは、この間の幕末動乱（日本国内の攘夷運動の混乱）で、兵庫・大坂の開港、および開港が実施できなかったことを取り上げ、幕府にこの代償として安政通商条約の締結時の関税の改正を迫った。その結果、1866（慶應2）年、幕府はイギリスとの間で「改税

7) 岡崎、上掲書、153～155ページ。鈴木、上掲書、34～35ページ。洞富雄『幕末維新期の外圧と抵抗』校倉書房、1977年、148～149ページ。
高垣寅次郎・吉田政治・岡田俊平『銀』清明会出版部、1969年、235～239ページ。

8) 楠西他、上掲書、130～133ページ。

9) 山口和雄『幕末貿易史』中央公論社、1943年、第一章第三・四節、第三章第二節。楠西他、上掲書、143ページ。上坂西三「開国時代における貿易と洋銀との交流関係」（『大隈研究』第4号、1954年、所収）59ページ。

10) 楠西他、上掲書、12、142～143ページ。上坂、上掲論文、72～73ページ。

第1表 國際的金銀相場及び日本の金銀相場

年 次	ロンドン		日本		
	銀塊相場、 (ペニス)	金銀比価	銀目相場、 (匁・分), (円・錢)	金銀比価	法定金銀比価
1830 (天保元)		15.82	64.500	11.01	11.24
1831 (天保2)		15.72	63.56	10.86	11.24
1832 (天保3)		15.73	62.573	10.68	11.24
1833 (天保4)	59.3／16	15.93	63.241	10.79	11.24
1834 (天保5)	59.15／16	15.73	63.379	10.82	11.24
1835 (天保6)	59.11／16	15.80	63.407	10.82	11.24
1836 (天保7)	60.0	15.72	61.208	10.45	11.24
1837 (天保8)	59.9／16	15.83	60.600	8.66	8.57
1838 (天保9)	59.1／2	15.85	59.853	8.55	8.57
1839 (天保10)	60.3／8	15.62	59.397	8.48	8.57
1840 (天保11)	60.3／8	15.62	61.812	8.38	8.57
1841 (天保12)	60.1／16	15.70	62.142	8.88	8.57
1842 (天保13)	59.7／16	15.87	63.770	9.11	8.57
1843 (天保14)	59.1／16	15.98	64.684	9.24	8.57
1844 (弘化元)	59.1／2	15.85	64.579	9.22	8.57
1845 (弘化2)	59.1／4	15.92	{ 63.839 64.589	{ 9.12 9.23	8.57
1846 (弘化3)	59.5／16	15.90	{ 64.067 64.837	{ 9.15 9.26	8.57
1847 (弘化4)	59.11／16	15.80	{ 63.877 64.585	{ 9.12 9.22	8.57
1848 (嘉永元)	59.1／2	15.85	{ 63.758 64.264	{ 9.11 9.15	8.57
1849 (嘉永2)	59.3／4	15.78	63.640	9.09	8.57
1850 (嘉永3)	61.1／16	15.70	61.639	8.80	8.57
1851 (嘉永4)	61.0	15.47	62.906	8.99	8.57
1852 (嘉永5)	60.1／2	15.59	63.153	9.02	8.57
1853 (嘉永6)	61.1／2	15.33	64.564	9.22	8.57
1854 (安政元)	61.1／2	15.33	67.057	9.58	8.57
1855 (安政2)	61.5／16	15.38	69.638	9.81	8.57
1856 (安政3)	61.5／16	15.38	69.920	9.99	8.57
1857 (安政4)	61.3／4	15.27	71.051	10.15	8.57
1858 (安政5)	61.5／16	15.38	72.575	10.34	8.57
1859 (安政6)	61.1／16	15.19	72.868	6.36	5.24
1860 (万延元)	61.11／16	15.29	72.898	18.93	15.58
1861 (文久元)	60.3／16	15.05	{ 72.400 82.700	{ 18.80 21.48	15.58
1862 (文久2)	74.7／16	15.35	74.569	19.36	15.58
1863 (文久3)	61.3／8	15.37	84.107	21.84	15.58
1864 (元治元)	61.3／8	15.37	{ 89.150 83.840	{ 23.15 21.77	15.58
1865 (慶応元)	61.1／16	15.44	100.546	26.11	15.58
1866 (慶応2)	61.1／8	15.43	114.918	29.84	15.58

1867 (慶應 3)	60.9／16	15.57	127.049	32.99	15.58
1868 (明治元)	60.1／2	15.59	—	16.38	15.58
1869 (明治 2)	60.7／16	15.60	—	15.10	15.58
1870 (明治 3)	60.9／16	15.57	—	15.10	15.58
1871 (明治 4)	60.1／2	15.57	—	15.55	16.01
1872 (明治 5)	60.5／16	15.63	—	15.55	16.01
1873 (明治 6)	59.1／4	15.92	—	15.55	16.01
1874 (明治 7)	58.5／16	16.17	0.967	15.48	16.01
1875 (明治 8)	56.7／8	16.59	0.980	15.85	16.17
1876 (明治 9)	52.3／4	17.88	1.030	16.82	16.33
1877 (〃10)	54.13／16	17.22	1.006	16.43	16.33
1878 (〃11)	52.9／16	17.94	1.053	17.03	16.17
1879 (〃12)	51.1／4	18.40	1.105	17.87	16.17
1880 (〃13)	52.1／4	18.05	1.056	17.22	16.17

(注) 1) 田口卯吉『鼎軒田口卯吉全集 第三巻』同刊行会、1928年、342-342ページ。

2) 原資料は、『大日本貨幣史』、『米国造船局長年報書』、『横浜正金銀行報告』等による。

第2表 幕末の港別輸出入貿易額

(1,000メキシコドル)

年 次	輸出入計					うち艦船輸出入額			
	横浜	長崎	箱館	合計	(出超)	横浜	長崎	箱館	合計
1859 (安政 6) 年	550	845	100	1,995	788	—	—	—	—
1860 (万延元) 年	4,900	1,300	173	6,373	3,055	—	—	—	—
1861 (文久元) 年	4,161	1,670	121	5,952	1,422	16	161	22	199
1862 (文久 2) 年	8,882	1,467	185	10,534	3,397	497	129	—	626
1863 (文久 3) 年	13,7990	2,810	271	16,880	6,009	457	1,046	25	1,528
1864 (元治元) 年	14,441	2,477	506	17,424	2,470	110	1,094	48	1,252
1865 (慶応元) 年	30,381	1,709	596	32,686	3,346	240	710	—	950
1866 (慶応 2) 年	25,530	4,659	552	30,741	846	305	1,342	—	1,647
1867 (慶応 3) 年	22,718	7,025	857	30,600	△9,550	400	1,297	—	1,697

(注) 石井孝『幕末貿易史の研究』(日本評論社、1944年) 50-54ページ。

第3表 幕末輸出入貿易額 (1859~1867年)

(単位=ドル)

年 次	貿易総額	輸 出 額	輸 入 額	差 領
1859 (安政 6) 年	1,494,577	891,416	603,161	288,255出超
1860 (万延元) 年	6,372,659	4,713,788	1,658,871	3,054,917出超
1861 (文久元) 年	6,151,175	3,786,566	2,364,609	1,421,957出超
1862 (文久 2) 年	11,160,290	7,278,535	3,881,765	3,396,770出超
1863 (文久 3) 年	18,407,317	12,208,218	6,199,101	6,009,117出超
1864 (元治元) 年	18,674,511	19,572,223	8,102,288	11,469,935出超
1865 (慶応元) 年	33,634,602	18,490,331	15,144,271	3,346,060出超
1866 (慶応 2) 年	32,287,513	16,616,504	15,770,949	845,555出超
1867 (慶応 3) 年	38,796,994	12,123,675	21,673,369	9,549,644入超

(注) 石井孝、上掲『幕末貿易史の研究』50-54ページ。

第4表 主要輸出入貿易相手国（横浜）貿易構成（1860～1865年）

(単位=%)

	輸出高						輸入高					
	イギリス	アメリカ	オランダ	フランス	プロシア	ロシア	イギリス	アメリカ	オランダ	フランス	プロシア	ロシア
1860（万延元）年	52.42	32.98	13.90	0.71	—	—	67.45	26.31	4.85	1.39	—	—
1861（文久元）年	81.72	14.25	4.04	—	—	—	55.40	33.11	11.48	—	—	—
1862（文久2）年	71.94	13.64	12.80	1.62	—	—	55.83	28.71	7.56	7.89	—	—
1863（文久3）年	81.46	6.13	6.51	1.77	3.61	0.52	78.37	8.69	8.69	1.25	2.43	0.30
1865（慶応元）年	88.26	2.07	0.06	9.61	—	—	82.76	0.79	9.91	6.21	0.20	0.13

(注) 石井孝、上掲『幕末貿易史の研究』70-52ページ。

約書」(Tariff Convention)に調印し、これはアメリカ・フランス・オランダとも同様に調印することになった。この調印によって、通商条約締結時に従価20%とされていた輸入税（輸出入品とともに価格にもとづいて課税される従価税）が改められ、大部分の商品が従価5%を基準とする従量税とすることになった。この結果、日本の輸出入税は、1858年に中国が欧米列強との間に結んだ天津条約と同じ税率となった。日本の貿易条件は、安政通商条約締結時にもまして不平等となり、欧米強国に有利な「自由貿易」がさらに拡大されることになったのである¹¹⁾。

ともあれ、後にみるように幕府は安政通商条約の貨幣条項の対策として貨幣の改鑄をおこなった。その効果はともかくとして、これが貨幣制度を大きく混乱させ、ひいては物価騰貴の原因となったのである。物価騰貴は、対外貿易および国内貨幣・商品経済の発展を促進する一方、他方では幕府・諸藩の財政窮乏化を深め、これを原因として農民に対する搾取強化、下級武士の反抗、農民の一揆、都市の打ちこわし等が頻発し、こうした情勢のもとに封建社会を大きく動搖させることになったのである¹²⁾。

2 幕末の金貨流出と幣制改革

1859年、日本は、幕末開港を迎えることになるが、この時期欧米諸国は国際的金銀比価の安定と金銀複本位制

度の復活・維持を目指した貨幣制度の改革をすすめるという情勢にあった。こうしたなかで幕府は、内外の金銀比価の調整に向けた諸対策を講じることになる。

すなわち、幕府は国際的な金銀比価と国内的なそれとの格差を調整するという問題について、開港を1年後にひかえて、早急にその対策を講じなければならなかった。まず、幕府は国内の金銀比価を世界のそれに差や寄せするための方策の検討にはいったが、外国奉行と勘定奉行との間でその実施方法をめぐって議論の応酬があり、結局58(安政5)年12月、幕府は国内の金銀比価を世界の金銀比価に一致（内外金銀比価の格差の調整）させ、内外格差に基づく金貨の流出を防止するために、安政二朱銀と安政一分金を発行することにした。この場合、安政二朱銀は、大型化して銀の価値（名目価値）を切り下げ、国内的金銀比価を1対17.204に引き下げることにしたのである¹³⁾。そして、59(安政6)年6月、幕府は、貨幣の改鑄・新鑄およびその通用について令達し、神奈川（横浜）と長崎との開港に備えて、安政一分金および安政二朱銀を発行し、これを開港日の前日（7月1日）に実施した。この場合、安政二朱銀（3匁6分）は、天保一分銀（2匁3分）の一倍半余りであると同時に、その2個で洋銀（7匁2分）と等しいものであった。かくして、安政二朱銀は外国貿易に、国内通用としては天保一分銀をもってあたることとしたが、この安政二朱銀と天保一

11) 梶西他、上掲書、133-134、138-140ページ。杉山伸也「国際環境と外国貿易」(梅村又次・山本有造『日本経済史 3 開港と維新』岩波書店、1989年、所収) 180ページ。

12) 梶西他、上掲書、145-150ページ。

13) 岡田俊平『明治前期の正貨政策』東洋経済新報社、1958年、9-13ページ。中村隆英『明治大正期の経済』東京大学出版会、1985年、12-13ページ。なお、この場合、外国奉行と勘定奉行の議論は、金貨引き上げによるか、他方銀貨引き下げによるか、前者は金貨を引き上げた場合物価騰貴を招来することからこれを回避したい、そして後者は改鑄にあたり損失が発生し、幕府の財政基盤を崩壊する恐れがあるので、結局、後者の主張が用いられることになったのである（立脇和夫『在日外国銀行史』日本経済評論社、1987年、159ページ）。

分銀の同時併用は、国内的にも対外的にも矛盾を生じることになった¹⁴⁾。

いうまでもなく、このような安政二朱銀と天保一分銀の併用という措置は洋銀の価値が3分の1に切り下げられることになり、とりわけ輸出品にとっては途轍もない価格となる。これは以前に協定された天保一分銀3個=洋銀1個の原則に反するもので、ほどなく幕府は外国商人および欧米の外交官から強硬な抗議を受けることとなった。その結果、7月24日、幕府は安政二朱銀の貿易通貨としての通用を停止すると同時に、従来どおり天保一分銀をもってこれにあたることにした。かくして、内外金銀比価の調整は失敗に終わり、幕府はほかならぬ外圧のために造幣主権を行使することができなかつたのである¹⁵⁾。

ところで、輸出超過により洋銀の流入が増加傾向を呈するなかで、天保一分銀が不足するという事態が生じ、同年9月、幕府は、外国資本の要求に対応して新たに一分銀（安政一分銀）を鋳造することとした。この際幕府は、この安政一分銀の価値を引き上げ、その金銀法定比価を1対5.132（金銀市場比価10.34）としたため、これが実施されると、外国商人は、安政一分銀の入手が容易になり、それを内外金銀比価の格差を利用した投機的貨幣取引に向けたのである¹⁶⁾。こうした外国商人の投機的貨幣取引の結果、洋銀（悪貨）が流入し、反対に大判、小判など日本の金貨（良貨）が流出することになり、ここにいわゆる安政の金貨流出が惹起されることとなった¹⁷⁾。この原因は安政通商条約の締結時に天保一分銀（定位貨幣としては）が本位貨幣と誤認され、洋銀と対応するものとして取り扱われたところにあったといえる。結果として、鎖国経済・政策によって長い間海外との交易

関係を閉ざし、体制的に金銀法定比価を維持していた日本の金銀複本位制度が、開港によって市場経済の原則のもとに圧倒されたことにはかならず、ここに洋銀体制が成立し、幕府の貨幣制度は崩壊することになった。いずれにせよ、第1表のごとくこの時期国内の金銀法定比価は1対5.24（金銀市場比価は1対6.36）に対し国際的金銀比価は1対15.19と大幅な格差が生じることになったのである¹⁸⁾。こうした事態のもと、1860(万延元)年4月、早急なる国際的な金銀比価と国内的なそれとの差の調整を迫られた幕府は、万延金貨の鋳造をもってこれに対応することにした。この万延小判は、金貨実質価値を大幅に修正して発行された結果、安政一分銀との金銀法定比価は、1対15.58（金銀市場比価は1対18.93）となり、当時の国際的金銀比価1対15.29に近く、国際水準へ同化・調整されることとなった。この万延の幣制改革によって投機に基づく金貨の流出は一転して停止することになったが、結局、幕府は外国の抵抗・干渉をうけて、その意図を貫くことができなかつたのである¹⁹⁾。

ところで、同年6月、幕府は、洋銀と安政一分銀の公定相場を廃止して、市中銀相場にしたがって流通させることを布告した。それは幕末開港以来、洋銀は、日本の貨幣とは区別され、市場相場がたてられたため、これを利用して外国資本は、在日外国銀行をとおして不當に変動させ——市場における洋銀の供給量を計画的に調整し——、洋銀相場の主権を掌握し、日本の商権を不法におかしたのである。それはともあれ、洋銀相場の自由化は、洋銀の貿易通貨としての流通量を増大させ、その相場は、貿易収支による洋銀の需給関係（現銀外国為替）にしたがって変動することになった。その後においても洋銀相場は、莫大な輸出超過による洋銀の供給過剰などを原因

- 14) 高垣他、上掲書、241-243ページ。立脇、上掲書、160-161ページ。三上隆三『円の誕生』東洋経済新報社、1975年、122-123ページ。阿部謙二『日本通貨経済史の研究』紀伊国屋書房、1972年、115-127ページ。
- 15) 三上『円の社会史』中央新書、1992年、67-69ページ。岡崎、上掲書、157-158ページ。洞、上掲書、149ページ。石井、上掲書、第二章第二節。
- 16) 山本有造『両から円へ』ミネルヴァ書房、1994年、73-74ページ。山口茂、上掲論稿、237-278ページ。この場合、外国商人は日本への輸入品を金貨払いにおいては、銀貨払いより安く売ることによって金貨を集めるとする方法で、また他方で、まず洋銀を安政一分銀に替え、次にこの安政一分銀を金貨に替えるというやり方で金貨の獲得に努めたのである（岡崎、上掲書、156ページ）。
- 17) 以上、山本、上掲書、72ページ。池部駒男「安政ノ貨幣事情」（『国家学会雑誌』第9巻第78・79・82号、1893年8・9・12月、所収）などを参照。なお、金貨の流出総額は、これまで2000万両という説から10万両内外という説まで出ているが、今のところ定かでない。
- 18) 以上、鈴木、上掲書、35-36ページ。洞、上掲書、152ページ。立脇、上掲書、63ページ。三上、上掲書、140ページ。
- 19) 三上、上掲書、144-145ページ。高垣他、上掲書、244ページ。岡田、上掲『明治前期の正貨政策』17-18ページ。石井、上掲書、第三章第二・三・四節。

として下落したが、翌61年から輸入増加にともなう洋銀需要の増大を反映して上昇し、66(慶応2)年には回復した²⁰⁾。

ともあれ、こうした洋銀相場の堅調さを背景に、外国資本は、洋銀と安政一分銀の重量比較の原則をさらに一般取引の面においても適用させようと画策し、これが外交問題へと発展し、同年6月、幕府はこれを英・仏・米・蘭との間に締結した「改税約書」に組み入れることを余儀なくされたが、結局、その実施をみないうちに幕府は倒壊することになったのである。

3 幕末の貿易・為替金融と外国銀行

1859年の幕末開港にともない居留地における外国との「自由貿易」が開始され、貿易・為替決済は外国商社および外国銀行の専横するところとなつたが、幕府はこれに対抗していくかなければならなかつた。

すなわち、開港と同時に神奈川（横浜）・長崎・箱館に、つづいて兵庫・大坂にそれぞれ外国人居留地が設けられ、外国商館がすべてを代表して取り扱う商館貿易がはじまり、外国の商社が進出した。最初に進出したのは、すでにアジア市場において貿易に従事していた欧米諸国の商社であった。横浜にはイギリスの商社ではジャーデン・マセソン商会、デント商会、アメリカの商社ではウォルシュ・ホール商会が進出して業務をはじめ、また長崎にはオランダの商社のグラバー商会が進出を果たしたのである。これらの日本進出の外国商社は、当時、銀行がなかったため付随業務として、自らの手で為替の決済を行わざるを得なかつた。この対外決済は金銀地金および貨幣の現送などで行っていた。外国商社は、さきにみたように開港後しばらくは、日本の輸出超過のなかで、大量の洋銀を輸入し、これをもって輸出代金の決済に充てていた。そして、本邦商人との売買取引の決済は、当初本邦貨幣（安政一分金・一分銀）で行っていたが、ほどなく洋銀が使われることになった。いずれにせよ、この居留地貿易にあっては、外国商人の独壇場であり、本邦商人は開港場の外国商人との売買を通して、間接的に貿易業務を進めるほしかつた。また、本邦商人は輸出

入における為替の知識が希薄であったことから、為替問題に関わることも少なく、専ら外国商社が外国為替業務を取り扱うところとなつたのである²¹⁾。

こうした情勢のもと、1863(文久3)年以降、ヨーロッパ諸国の外国銀行が相次いで日本への進出を果たすことになった。この場合、外国銀行は、まず横浜にそれぞれ支店を構えた。63年3月、最初に支店を出したのはセントラル銀行（Central Bank of Western India）であり、これにつづいて4月、マーカンタイル銀行（Chartered Mercantile Bank of India, London and China）、9月、コマーシャル銀行（Commercial Bank of India）、翌64年8月、東洋銀行（Oriental Bank Corporation）、翌65年2月、ヒンドスタン銀行（Bank of Hindustan, China and Japan, Ltd.）、翌66年5月、香港上海銀行（Hongkong and Shanghai Banking Company, Limited）、翌67年9月、パリ割引銀行（Comptoir d'Escompte de Paris）がそれぞれ支店を構え、営業を開始した。外国銀行の業務は、外国為替、預金、貸出、発券などの業務であり、なかでも外国為替は幕府や諸藩の対外支払をはじめ、外国商社の香港・上海・ヨーロッパ各地宛ての為替手形の買い取りおよび売却の取扱で、わが国の対外決済の大半を扱い、ここに外国資本の圧倒的な地位を占めることになった²²⁾。

ところで、安政通商条約は開港場において外国貨幣の国内通用を認めていたため、貿易取引には洋銀が利用されていたが、外国銀行はこの洋銀決済の不便を補うために、1864(文久4)年頃から、洋銀券（現金通貨=紙幣）を発行し、これを貿易決済手段とすることにした。この洋銀券は、洋銀に比べて運搬・携帯に便利であり、その授受にあたっても品位の鑑定などが必要ない、という利便性をもつものであった。こうした洋銀券を発行したのは、横浜では香港上海銀行・マーカンタイル銀行・コマーシャル銀行・セントラル銀行の4銀行と神戸では香港上海銀行であった。これらの外国銀行は、当時、為替銀行として東アジア（香港・上海）、ヨーロッパ（ロンドン・パリ）向けの手形売買を業務とすると同時に、貿易通貨（洋銀・洋銀券）を供給する機関としての役割も果た

20) 洞、上掲書、157ページ。三上、上掲書、173-174ページ。高垣他、上掲書、245-247ページ。山口茂、上掲論稿、242-245ページ。

21) Satow, Ernest, *A diplomat in Japan*. London, 1921, p. 25. 立脇和夫『外国銀行と日本』蒼天社出版、2004年、2-3、25-29ページ。

22) 以上、立脇、上掲『在日外国銀行史』116-123ページ。内田直作「安政開国とイギリス資本」（『成城大学経済学研究』第8・9合併号、1958年、所収）などを参照。

していたのである。貿易の拡大にともなって、本邦商人の間にもこの洋銀券に関わりをもつ機会が多くなってきたが、本邦商人は洋銀券に不慣れであり、そのために思わぬ損失を被るおそれがあった²³⁾。

こうした状況のなかで、ヨーロッパ諸国の植民地銀行の活動に対抗し、かつまた、貿易・為替金融の逼迫に対処する方法として、1867(慶応3)年、幕府は外国銀行の洋銀券に代わる本邦側の洋銀券を流通させるべく画策し、横浜通用銀札（十万両）を発行し、貿易関係支出金の支払いにあてさせた。しかしながら、この横浜通用銀札は、これまで諸藩が発行していた銀札と変わらぬ、いわば本邦銀貨の代用証書ともいべきものであって、決して洋銀の兌換券ではなかった²⁴⁾。

ともあれ、この銀札発行の措置が横浜の本邦商人の貿易にどれほど役立ち、また外国銀行洋銀券にどれほどの影響を与えたか、定かでないが発行後、ほどなく幕府は倒壊するにいたったのである。

第三章 維新期の日本経済と貨幣・金融

1 維新期の日本経済と対外貿易

1870年代、欧米列強は普仏戦争とその処理につづいて大恐慌にみまわれ、世界史的にも大きな変容を遂げるが、こうした情勢のなかで日本は維新政府を成立させ、資本主義経済の急速な移植・育成を迫られることになった。

すなわち、1870年7月、ドイツとフランスの間に普仏戦争（～71年2月）が勃発、その講和の後、ほどなく欧米列強は激しい恐慌にみまわれることになった。この恐慌は、1873年5月、オーストリア（ウィーン）の取引所の破綻を契機として、アメリカ・ドイツで恐慌が発生し、これがひいては翌年、欧州資本主義諸国へ波及し、各國は大恐慌にみまわれた。これ以降、欧米強国は、ほぼ20年間大不況の経過を余儀なくされるが、この過程をとおして資本主義世界史的発展は帝国主義段階へ推進していくことになる²⁵⁾。そして、極東地域においては欧米列強の圧力に耐え、植民地化を免れた日本は、独立国家をめ

ざし安政諸条約の改正に着手する一方、他方では、近隣諸国への進出を開始する。1875(明治8)年9月、いわゆる江華島事件はこうした国策が具現化したものであり、翌年2月、日朝修好条規（江華条約）を締結し、ここに大陸進出の足場を築くことになったのである。

1868(明治元)年、成立した明治政府は、「富国強兵・殖産興業」の方針のもと、翌69年から版籍奉還、廃藩置県などをとおして封建的な諸制度を撤廃し、他方で近代的な諸制度を取り入れて資本主義を移植・育成するという当面の課題を強力に推進することにした。しかし、これらの諸政策を進めるにあたって、維新政府は膨大な費用を必要とするものの、成立当初のその財源は幕府から継承した封建貢租と政商からの借り入れに限定されていた。したがって、維新政府にとって、この国家財政の物質的基礎を充足しうるに足りる財源を確保することが、ここに要請された最大の課題となつたのである²⁶⁾。

かくして、維新草創期の政府財政は、租税にたよることは不可能で極度の窮屈を遂げており、幕府討伐（戊辰戦争）の軍事費にもことかく有様であった。こうしたなかで、1868(明治元)年5月、維新政府は政府紙幣（太政官札の発行後、民部省札、大蔵省兌換証券、開拓使兌換証券）を発行し、この一部を財政資金とする一方、残りを近代的産業の移入・育成政策（殖産興業）の貸付金に当てるにした。この場合、政府紙幣（不換紙幣）の発行は、財政の赤字補填の意味もあったが、それは同時に、商品経済の発展と貨幣流通および農民等の収奪を促進し、資本の原始的蓄積を早める作用を果たすことになった。こうした資金をもって近代的産業が直接官業の形で移入・育成されると同時に、交通・通信などの整備をはじめ多くの施策が講じられて、近代的産業は急速な発達を遂げることになったのである²⁷⁾。

また、維新政府は、1873(明治6)年、地租改正条例に基づいて封建的貢租を近代的租税（土地の収益価格を課税標準とする金納定率）に編成替えし、これをもって近代国家の物質的基礎を整備する一方、他方で、この財源をもって秩禄処分（封建家臣団の解体）を強行し、旧封

23) 立脇、上掲『外国銀行と日本』41-42ページ。洞、上掲書、39-40ページ。

24) 立脇、上掲『在日外国銀行史』194ページ。洞、上掲書、243ページ。阿部、上掲書、131-132ページ。

25) JI. A. メンデリソン著、飯田貴一他訳『恐慌の理論と歴史 下巻（第3分冊）』青木書店、1961年、第1章。

26) 桝西他『日本資本主義の成立 II』東京大学出版会、1956年、第三章第二・三節。中村、上掲書、5-10ページ。

27) 桝西他、上掲『日本資本主義の成立 I』62-65ページ。中村、上掲書、17-23ページ。

建体制の武士の俸禄を公債に代えることにした。この過程において土地を一個の私有財産とする近代的土地所有の形成・確立が果たされ、同時に、公債は旧武士の没落とプロレタリア化および新たな資金創設を促進することになったのである²⁸⁾。

そして、維新政府は、成立以来、対外貿易の拡大に、とりわけ輸出の増進に努力を重ねた。例えば、1873年から数次にわたり、欧米諸国で開催された万国博覧会に委員を派遣し、国産品を海外諸国に紹介することに努めた。また、70年代にはいると、起立工商会社、大倉組など民間においても、外国貿易に進出する商社ができた。こうした諸情勢なかで、維新以降、日本の対外貿易は第5表のように着実に増進しつつあったが、他方で、不換紙幣の増発による物価騰貴の影響もあり、総体的には入超傾向にあった。この間の主要な貿易品目および相手国をみてみると、輸出品では生糸・製茶・水産物などがアメリカ・フランス・中国・イギリスへ向けられ、他方、毛織物・綿織物・砂糖・鉄（条・板・線管など）・石油等がイギリス・アメリカ・中国・ドイツなどから輸入されるという構成をとっていた²⁹⁾。

ともあれ、後進国日本にとって、先進諸国の工業製品の輸入は、いうまでもなく在来の農村家内工業を急速に

崩壊させる一方、他方で軍備生産および機械工業の近代化を強力に推進するものとなったのである。

2 維新期の貨幣制度と幣制改革

(1) 貨幣制度の混乱と改革

1870年代、欧米諸国の金本位制度への移行と銀生産の増加を背景に、国際的銀相場が下落に転じ、国際的金銀比価はその格差を増幅させたが、この影響のもとに日本は貨幣制度の整備・改革にあたったものの、内外金銀比価の格差の拡大の結果、金貨の流出に遭遇することとなった。

すなわち維新政府は、近代的統一国家の建設にはまず幣制の確立が必要であるとし、68年2月、改鑄業務について貨幣調および造幣官署を設けて、純正画一な貨幣を製造することにした。しかし、維新後内乱の鎮圧のために多額の軍事費を必要としていた維新政府は、財政窮乏化のなかで、政府紙幣を発行するとともに、硬貨については幕府から引き継いだ安政二分金および安政一分銀等を鋳造したが、従来よりも劣悪な貨幣ができ、さらに維新政府の粗雑な財政運営がこれに相乗させて、幕末以上に幣制を混乱させることとなった³⁰⁾。

こうした混乱から抜け出し、乱雑した通貨を整理して

第5表 輸出入貿易額（1868～1880年）

（単位＝ドル）

年 次	貿易総額	輸 出 額	輸 入 額	差 額
1868（明治元）年	26.246	15.553	10.693	4.860出超
1869（明治2）年	33.692	12.908	20.783	7.874入超
1870（明治3）年	48.284	14.543	33.741	19.198入超
1871（明治4）年	39.885	17.968	21.917	3.948入超
1872（明治5）年	43.201	17.026	26.175	9.148入超
1873（明治6）年	49.742	21.635	28.107	6.471入超
1874（明治7）年	42.779	19.317	23.462	4.144入超
1875（明治8）年	48.585	18.611	29.975	11.364入超
1876（明治9）年	51.676	27.711	23.965	3.746出超
1877（明治10）年	50.769	23.348	27.421	4.072入超
1878（明治11）年	58.862	25.988	32.874	6.886入超
1879（明治12）年	61.128	28.175	32.953	4.777入超
1880（明治13）年	65.021	28.395	36.626	8.231入超

（注）『日本貿易精覧』（東洋経済新報社、1935年）2ページ。

28) 桝西他、上掲『日本資本主義の成立 II』268-269、306ページ。大内、上掲書、116-135ページ。

29) 桝西他『日本資本主義の発展 I』東京大学出版会、1957年、64-66ページ。

合理的な貨幣制度の整備に向かうのは71(明治4)年以降のことである。まず、铸造貨幣については、68(明治元)年5月、旧来の丁銀・豆板銀の流通を停止し、翌69年3月、造幣局につづいて翌年10月造幣所(大阪)を設けて、新貨幣の铸造を開始した。この際、円、錢という呼称も、また十進法も採り入れたが、当初政府は銀本位制度を採用することにし、一円銀貨を本位貨幣とした³¹⁾。

しかし、間もなくアメリカ視察中の伊藤博文から金本位制度採用の建言が届き、維新政府はこれにしたがって、71年6月、「新貨条例」を発布(太政官布告第267号)して金貨を本位貨幣とし、銀貨・銭貨を補助貨幣とする、金本位制度にすることを定め、ここに円を貨幣単位とする日本の近代的貨幣制度が誕生することとなった。すなわちこれは、貨幣単位に関しては幕府の「三貨制度」(および両分朱の四進法)を廃止し、新たに円銭厘の十進法を採用し、通貨の全国的統一をはかるものであった。と同時に金本位制度の採用を表明したものの、他方で貿易一円銀を地域的本位貨幣とするという、実質的には金銀複本位制度に近いものであった。この場合、本位貨幣の一円金貨はアメリカの1ドル金貨に、そして貿易一円銀はメキシコ・ドルに準じ、貿易通貨として開港場(地域)に限り、無制限法貨と公認されたのである。かくして貿易一円銀は、各開港場において輸出入貿易代金の決済および外国人の納税用に通用させると同時に、100円の価格を本位金貨101円と定め、金銀法定比価を1対16.01(金銀市場比価は1対15.55)と定められた。ちなみにこの71年の国際的金銀比価は、1対15.57を示しており、日本の金銀比価は国際的なそれに比べて銀をやや低く設定したものといえる。しかしながらこの金本位制度は、世界の情勢や日本の経済状況などを充分考慮して採用したものとは言い難く、後に諸々の問題を続発させた。とりわけ、洋銀対策として創設された貿易一円銀と本位貨幣との関わり合いをめぐり、混乱を増幅するものとなった。いずれにせよ、維新政府はこの貿易一円銀をもって安政開港以降の金貨の海外流出を阻止すると同時に、東アジ

ア市場における貿易通貨である洋銀に対抗しうる貿易通貨を供給しようとしたのである。その後、74(明治7)年9月、旧金銀貨の流通が停止され、ここに铸造貨幣の統一は一応完了したのである³²⁾。

そして、紙幣の方は、72年4月、維新政府は新紙幣を発行し、紙幣の整理とその統一をはかることとした。まず、維新政府は藩札、政府紙幣(太政官札・民部省札・大蔵省兌換証券・開拓使兌換証券)等を新紙幣に引き替えることにしたが、しかしながら通貨を安定させるまでには至らなかった。事実、維新政府の財政は相変わらず窮屈しており、この間(74~76年)の国内・外の緊張の高まり(佐賀の乱、台湾出兵、江華島事件、神風連の乱、秋月の乱、萩の乱など)が、軍事費を膨張させ、財政支出をさらに加速させることとなったのである³³⁾。

ともあれ、維新政府は、これら諸々の施策を講じたものの紙幣の発行を停止できず、さらに通貨膨張を余儀なくされざるをえないという状況のなかで、ほどなく西南戦争にともなうインフレが始まることになる。

(2) 金貨流出と幣制改革

ところで、後でみると70年代にはいると欧米諸国は、金本位制度への移行を強めた結果、貨幣用銀の需要を減少させ、他方、60年代後半以降、銀の生産額が急増したことにより、ロンドン銀塊相場が急落し、国際的金銀比価は下落することになった。

こうした金高銀安の影響をまとめて受けることになった日本は、1874(明治7)年以降、金銀比価が下落傾向をたどると同時に、その内外格差を拡大することとなった(第1表)。こうした情勢を利用して外国資本は、投機的貨幣取引を有利に展開し(安い銀貨を輸入——安い銀貨を金貨に交換——金貨輸出)、莫大な利益を得ることになった。また、この内外金銀比価の格差拡大に、69年以降の輸入超過の影響が相乗されたため、さらに外国へ金貨を流出させる条件が増幅され、ここに正貨(金貨・銀貨)の流出を一層加速させることになった。この場合、事実

30) 岡崎、上掲書、174ページ。鈴木、上掲書、37ページ。高垣寅次郎『日本金融制度史研究』清明会出版部、1972年、26~33ページ。

31) 岡田、上掲『明治前期の正貨政策』55ページ。

32) 以上、立脇、上掲『在日外国銀行史』176、179~180ページ。岡崎、上掲書、163~169ページ。鈴木、上掲書、44ページ。高垣他、上掲書、258~259ページ。岡田、上掲『幕末維新の貨幣政策』139~145ページ。堀江保蔵「明治四年の幣制改革」(本庄栄治郎編『明治維新経済史研究』改造社、1930年、所収)などを参照。

33) 大内、上掲書、144~145ページ。

上本位貨幣と同じであった貿易一円銀は、洋銀と品位・量目を同じくするものであったことから、金貨の流出と同時に、洋銀の流入を招くことになり、事実上の金銀複本位制度は、貿易一円銀=洋銀本位の銀單本位制に転化したのである³⁴⁾。いずれにせよ貿易一円銀は、日本の開港場はもちろんのこと、東アジア市場においても貿易通貨として通用させるという意図のもとに発行されたのであるが、しかし発行されたほとんどのものが海外へ輸出され、結局、東アジアにおいては十分な機能を果たせなかつたのである³⁵⁾。

ところが75(明治8)年2月、維新政府は、大蔵省の意見に沿って、内外金銀比価の調整をはかるために貿易一円銀貨の量目をアメリカ貿易銀と同量に引き上げると同時に、貿易一円銀から貿易銀(増量貿易銀)に表示を改正して(布告第35号)、これを広く流通させ東アジア市場において洋銀と競合できる通貨としたのである。そして、6月、政府は「新貨条例」を改称し、「貨幣条例」(布告第108号)とし、この際、貿易一円銀および増量貿易銀はそれぞれ本位貨幣101円と交換するものと定めたが、結局、これらの改正によって、銀貨をめぐる混乱はさらに増幅されることになった。こうした事態のもと、翌76年3月、維新政府は、「貨幣条例」のなかの貨幣通用制限を改正して、本位貨幣と貿易一円銀および増量貿易銀の価格比価を世界の金銀比価の動きに合わせて見直し、貿易一円銀は1対16.17にまた増量貿易銀は1対16.33に修正した。これは維新政府が、貨幣の量目を増加すればその評価が高まると判断した結果の試みといえるが、いずれにせよ、日本の貨幣制度に対する国際的信認の薄弱さを背景に、増量貿易銀はより一層退藏される結果となり、結局、流通を旺盛にすることはできなかったのである³⁶⁾。

ところで、78(明治11年)年5月、政府(大蔵卿大隈重信)は、同年2月、アメリカのプラント・アリソン法の制定をうけて「貨幣条例」の改正を行い、増量貿易銀は

ついに無制限法貨の地位を付与されることとなり、ここに金本位制度に代わって金銀複本位制度が法制上確認されることになった。これにつづいて政府は貿易の流通促進策として、增量貿易銀の鋳造および発行を増加して通用力を増大させる一方、他方で、開港場における增量貿易銀の通用の地域的限定や支払高の制限を撤廃し、これを全国に無制限に通用させ、洋銀に対抗して東アジアにおける貿易通貨の流通促進を図ることとした³⁷⁾。

しかしながら、同年11月、政府は一転して增量貿易銀を廃止し(布告第35号)、日本の銀貨を洋銀と貿易一円銀のみに限ることにした結果、金銀法定比価は1対16.17(金銀市場比価は17.03)となり、国際的なそれは1対17.94となった。

ともあれ、79年9月、円銀による洋銀駆逐策の断念を余儀なくされた維新政府は、洋銀と貿易一円銀の平価通用の布告を発したため、ここに法制上の金銀複本位制度は、事実上、銀本位制度に移ることになったのである。

3 國際的金相場と銀相場

以上のように、1878年、日本政府は一円銀貨を法貨とし、金銀複本位制度を導入することにしたが、この間歐米諸国においてはロンドン銀塊相場が急落する一方、他方で本位制をめぐる抗争が展開され、ここに國際金銀比価は低下傾向をたどり、金本位制度が急速に普及することになった。

ここで、國際的金銀相場の展開過程をやや遡って概観しておくことにしよう。

まず、イギリスは、1790年代の銀價格の低落と金貨の退藏がすすんだ98年に銀貨の自由鋳造を停止し、金銀複本位制度から跛行本位制度へ移行したが、1814年からの不況と銀行券の流通量の減少を契機として、1816年、貨幣法をもって金本位制度を確立した。こうしたイギリスの貨幣制度の推移を見まもっていたフランスは、金・銀貨幣の流通に苦心を強いられていたが、その後革命にと

34) 山本、上掲書、316ページ。また、この場合、地金としては銀が金と比較して割安であるが、貨幣としては銀貨が金貨と比較して割高であるため、銀貨は金貨と交換され、金貨は地金として退藏されるか海外に流出し、かくして金貨は流通から姿を消し、銀のみが貨幣として流通するようになったのである(鈴木、上掲書、58ページ)。

35) 洞、上掲書、180ページ。岡崎、上掲書、168-169ページ。立脇、上掲『在日外国銀行史』180ページ。鈴木、上掲書、56ページ。岡田、上掲『明治前期の正貨政策』64-67ページ。

36) 以上、岡崎、上掲書、169-171ページ。立脇、上掲『在日外国銀行史』180-181ページ。高垣他、上掲書、179-180ページ。岡田、上掲『幕末維新の貨幣政策』146-149ページなどを参照。

37) 立脇、上掲『在日外国銀行史』185-187ページ。高垣他、上掲書、264-266ページ。

もなった貨幣制度の混乱を収束させるために、ナポレオンは、1803年3月、それまでのリーブル銀貨制度を廃止し、新たにフランを貨幣単位とする新貨幣法を制定した。これは、当時の1対15.5金銀比価（これ以降、1803～33年の間この金銀比価を維持した）をもって金・銀貨幣に無制限法貨の資格と自由鑄造を許可するという、いわゆる金銀複本位制度の確立であった。そしてアメリカは、1792年、鑄造法（合衆国造幣局法〈National Mint Act〉）に基づきドルを貨幣単位とする金銀複本位制度（金銀比価1対15）を成立させ、1834年には鑄造法（Austro Act of 1834）によって、金銀の法定比価を1対16.002（1797～1833年間の金銀比価の平均は、1対15.6）に修正した³⁸⁾。

ところが、1848年以降、カルフォルニアとオーストラリアで金鉱が発見され、これを契機として金生産額が急増し、金価格は低落し、他方、銀塊相場は上昇することとなった。これがひいては、鑄造平価と市場価値が乖離し、この影響でフランス・スイス・イタリアなどの諸国は巨額の銀の流出と金の流入に遭遇し、混乱することになった。また、1857年1月、ドイツとオーストリアは銀本位制度に立脚した通貨同盟（Austro-German Monetary Union）を結成したが、66年オーストリアの紙幣兌換の停止と紙幣本位制度への移行によって、瓦解を余儀なくされたのである。

そして、1860年代後半欧米諸国は、銀貨の自由鑄造を禁止し、跛行本位制度および金本位制度へ向かう一方、他方ではこれとは反対に、アメリカ・メキシコの銀生産額の急増にともなう新たな動きがみられた。そもそも銀と利害関係の深いアメリカ・フランスなどは、国際的な金銀比価の安定と金銀複本位制度の復活を目指した運動を展開したのである。とりわけ、フランスを盟主としたベルギー・スイス・イタリアの4カ国は、1865年、金銀複本位制度をもってラテン貨幣同盟（Latin Monetary Union）を結成したが、その後68年スペイン、翌69年ギリシャが加盟し、金貨と5フラン銀貨を共通の無制限法

貨と定め、この他に補助貨幣の共同通貨を企画した。さらに同貨幣同盟の世界的な規模（列国）への拡大および国際的な金銀複本位制度の同盟の結成を目指し、67年、欧米20カ国が参集してパリにおいて国際通貨会議を開催した。この運動は、この間の銀の急激な増産と金生産の停滞を背景として展開されたこともあり、金本位制度への移行を支持する気配のもとに、また、来るべき機会に金本位制度へ移行したいとするフランスの意向を理解されず、結局、目的を達成するまでにはいたらなかった。いずれにせよ、1848～71年にいたる時期は戦争と革命の時代であったが、1816年イギリスが金本位制度を確立して以来、金本位制度への積極的な移行運動はみられなかつた。これは欧米諸国の経済関係の希薄化およびラテン貨幣同盟諸国の金銀法定比価（1対15.5）およびアメリカのそれが（1対16）が示すように金銀複本位制度が奏功して、金銀市場価格の変動を抑制した結果によるものといえる³⁹⁾。

ところが、70年代にはいると、銀価の下落がはじまり（金高銀安）、70年代初めに60ポンド台だったロンドン銀塊相場はその後急落し、またこれにともなって国際的金銀比価（1対15～16）も下落することになった。すなわち普仏戦争（1870～71年）後、この戦争処理にともないフランスは戦後賠償（53億フラン）の支払いが生じ、金本位制度の導入計画を挫折させる一方、他方のドイツは金本位制度を基礎とする幣制統一の機会を得ることになった。フランスの賠償金の支払いにともなって大量の銀が流入することになったドイツは、71年7月、銀の買入を中止し（ベルリン鑄造所）、銀本位制度から金本位制度へ移行することにした。かくして、73年、ドイツはマルクを貨幣単位とする金本位制度を正式に確立し、余剰の貨幣用銀を売却した。また、同年ドイツと密接な経済関係をもつていたスカンジナビア貨幣同盟（72年末、創設、Scandinavian Monetary Union）諸国のデンマーク・スウェーデンが銀の自由鑄造を停止し、クローネ本位の金本位制度に移行したのである⁴⁰⁾。

38) 以上、James Bonar, "Ricardo's Ingot Plan", *The Economic Journal*, Vol. XXXIII, No.131. 島崎久彌『金と国際通貨』外国為替貿易研究会、1983年、65～67ページ。金原賢之助『世界経済の動向と金本位制度』巣松堂書店、1934年、16～18ページなどを参照。

39) 以上、Willis, H. P, *History of the Latin Monetary Union*, 1901. Lionel D. Edio, *Money, Bank Credit and Prices*, p. 43. 斎藤利三郎『国際貨幣制度の研究』日本評論社、1940年、1～6、18、37ページ。三上、上掲書、168ページ。金原、上掲書、19ページ。高垣他、上掲書、140ページなどを参照。

40) 以上、Karl Helferich, *Geld und Banken, I. Teil*, 1923, S. 159-162. 島崎、上掲書、54～60ページ。金原、上掲書、25～26ページなどを参照。

他方、フランスは普仏戦争の敗北によって金本位制度への移行を延期せざるをえなかったのみならず、70年代における銀の増産と銀廢貨国との続出するなかで、ラテン貨幣同盟自体も創設の目的とは逆に銀の流入を阻止せざるをえなくなったのである。翌74年、ラテン貨幣同盟の2カ国（フランス・ベルギー）は、銀貨の铸造額の制限措置にはいり、翌75年オランダも銀貨の自由铸造を停止し、グルテンを貨幣単位とした金本位制度に移行した。そしてアメリカは、1860年まで金貨が大量に铸造されたが、61年の内戦（南北戦争）の勃発で正貨の支払を停止し、これ以降79年まで紙幣本位（グリーンバック〈green-back standard〉）の時代を迎える。しかし、70年代前半、銀の自由铸造を要求する自由銀運動（free silver movement）が展開され、これ以降金銀複本位制度のもとに金銀比価が激しく変動する激動の時代となった。かくして、73年2月、銀の自由铸造を停止し、铸造法（1792年以来の）に基づく金銀複本位制度を廃止した⁴¹⁾。

こうした情勢のなかで国際的銀相場となっていたロンドン銀塊相場の急落を背景に（第1表）、銀は本位制貨幣の座からの転落が決定的なものとなった。まず、この動きにおされて、ラテン貨幣同盟の中心国フランスは、69年以降イタリア・ギリシャの紙幣価値の低落による共同補助貨幣の打歩とこれらの銀のフランスへの流出によって同盟諸国の為替相場を攪乱したため、この対策として銀貨の铸造に一定の制限を設けざるをえなかった。しかし、76年8月、フランス（およびベルギー）は、5フラン銀貨の自由铸造の停止に追い込まれ、ここにラテン貨幣同盟は変質して跛行本位制度へと移行したのである。そしてアメリカは、73年の金銀複本位制度の廃止の法律が発効しても、その後依然として紙幣本位制度が存続し続け、79年1月、正貨兌換復帰法が発効され、正貨の支払の再開および金の自由铸造の公認によって、事実上、金本位制度が形成されるかにみえたが、他方、78年2月、ドル銀貨を無制限法貨とするブランド・アリソン法（Bland-Allison Act）を制定して、金銀複本位制度を法制上確立したのである。いずれにせよ、世界の諸国が金

本位制度に向かっているとき、アメリカのとった処置は時代に逆行したものであったといえる。それはともあれ、アメリカはさらに国際複本位制の体制を形成して金銀比価を国際的に安定させることに努力を尽くし、同年8月、その具体的運動として国際貨幣会議の開催を提唱し、この第1回の会議がパリで開催された。この貨幣会議において、各国は協同して金銀複本位制度を採用し、世界の金銀相場を安定させると同時に、国際的に金銀比価を確定しようとしたが、その利害が一致せず、本位の決定は各国の特殊の事情があり、国際的金銀比価を決定するまでにはいたらず、結局、解散となったのである⁴²⁾。

かくて、ドイツ・オランダ・スカンジナビアの諸国が相次いで金本位制度を採用し、フランス・ベルギーなどラテン貨幣同盟国が跛行本位制度に移行した。その後、欧州において依然として銀の自由铸造を公認していたのはオーストリア・ハンガリー帝国であったが、しかし79年、ここでも低落した銀が国内に大量に流入した結果、結局、銀の自由铸造の停止を余儀なくされることになったのである⁴³⁾。

このように欧米諸国の貨幣制度は、70年代に金銀複本位制度から跛行本位制度あるいは金本位制度に移る傾向にあった。この結果、貨幣用銀の需要は急速に減少し、多額の銀が金との交換を求めて市場に提供され、これに加えて60年代後半以降、アメリカおよびメキシコにおいて銀の生産額が急増したため、国際的銀相場は急落すると同時に、国際的金銀比価も下落することになったのである。

4 維新期の貿易・為替金融と外国銀行

幕末の開港場における「自由貿易」の開始とそれ以来の貿易・為替金融をめぐる外国資本の独占的支配に対し、維新政府は近代的金融制度の導入をすすめると同時に、邦銀に洋銀券を発行させ、外国銀行洋銀券の排除をもって、外国資本に対抗することとしたのであった。

すなわち、1871（明治4）年、普仏戦争終結後、欧米諸国は恐慌にみまわれ、これに加えて世界的な銀価の低下

41) 島崎、上掲書、69-71ページ。金原、上掲書、22-24ページ。

42) 以上、A. Barton Hepburn, *A History of Currency in the United States*, 1924, pp. 268-280. Twyman O. Abbott, *Sound and Unsound Money*, 1934, p. 83. 島崎、上掲書、71-74ページ。金原、上掲書、25ページ。齋藤、上掲書、91-99ページ。三上、上掲書、169ページ。高垣他、上掲書、120-121、266ページなどを参照。

43) 島崎、上掲書、61ページ。

がすすみ、国際銀相場となっていたロンドン銀塊相場は、73年には60オンスを割りその後急速に低落することになった。とりわけ金貨建の資金を銀貨圏であるアジア地域において運用していたヨーロッパ諸国の金融機関は大きな打撃（損失）を被ることになった。幕末に日本進出を果たした外国銀行は、1870(明治3)年、東洋銀行が大阪および神戸支店を、同年、香港上海銀行が神戸支店につづき72年、大阪支店をそれぞれ開設した。そして、同年5月、ドイツ銀行（Deutsche Bank）が日本進出を果たし横浜支店を開設した。いずれにせよ、こうして70年代にはいりドイツ系の銀行もまた日本に進出し、東アジア市場における植民地銀行間の競争はさらに激しさを増すことになった。

こうした情勢のもと、75(明治8)年、ドイツ銀行は貿易の減退、外国銀行との競争激化のなかで貿易・為替金融を停滞させ、横浜支店を閉鎖した。これにつづいて、77(明治10)年、パリ割引銀行が横浜支店を一時閉鎖し、また同様に、79(明治12)年、マーカンタイル銀行が横浜支店を一時閉鎖することになった。かくして、世界的な銀価下落の影響のもとに、ヨーロッパ諸国の銀行が日本進出後ほどなく撤退を余儀なくされたが、このことはこの間の金貨建の資金を銀貨圏である日本（東アジア地域）で投資・運用することの難しさと同時に、国際金融の中心的位置にあったイギリス系の植民地銀行と欧州大陸系のそれとの競争の結果によるものであったといえる⁴⁴⁾。

こうした外国資本の流入・独占支配というなかで、本邦資本は本邦商人が自由貿易の慣習の無知および不慣れなことも手伝って、きわめて脆弱であったことから、貿易関係の利益は外国資本に独占されるという状況にあった。こうした状況を開拓すべく維新政府は、69(明治2)年2月、通商司を設け、外国貿易を助長する目的で主要都市（東京・横浜・大阪・京都・大津・神戸・新潟・敦賀）に為替会社（Bank、わが国における最初の近代的金融機関）を設立し、この為替会社に預金・貸付・為替など銀行業務を担わせることにした。これに加えて維新政府は、70(明治3)年4月、設立された「横浜為替会社」に、横浜商人が貿易上の決済に被る損害を防止し、その

便をはかる目的で洋銀券を発行させると同時に、これをもって外国銀行の発行する洋銀券に対抗し、洋銀相場の主権の奪回を図ることにしたのである⁴⁵⁾。

そしてその後72(明治5)年、維新政府は、政府紙幣の回収と兌換銀行券の流通をもって通貨価値の安定をはかる目的で「国立銀行条例」（太政官布告、第349号）を制定し、ほどなく第一（東京）・第二（横浜）・第四（新潟）・第五（大阪）国立銀行が近代的金融機関として設立されることとなった。74(明治6)年、設立された「第二国立銀行」は、72年末に解散した「横浜為替会社」を継承し、ひきつづき洋銀券を発行する特権を与えられることになった。しかしながら、73年以降、世界的な銀価低落と貿易入超のもとでの正貨流出という状況のなかで、洋銀および洋銀券の供給は、依然として外国銀行（香港上海銀行・コマーシャル銀行・マーカンタイル銀行・セントラル銀行）横浜支店の掌中に握られていた。それゆえ、維新政府はこれらの外国銀行洋銀券を排除し、第二国立銀行洋銀券の流通拡大を図ろうとした。しかし、何はともあれ本邦商人のなかには両替商のように手形業務を行っていた者もいたが、いわば外国銀行洋銀券をよく知らず、外国商人の振出の小切手と区別がつかない者が多かった⁴⁶⁾。これをうけて維新政府は、商慣習の改革、信用取引の助長などの施策を迫られることとなったのである。

こうした状況にあって、翌75(明治8)年12月、大蔵卿は政府の外国銀行洋銀券の排除策に基づいて、太政官へその旨の稟議を提出した。太政官は外国銀行洋銀券の排除には同意をしたもの、その実施をめぐり苦慮したが、外交上の諸問題も含めて検討した結果、横浜・神戸など開港場へ省達をもって注意を促すことにした。翌76年3月、大蔵省は改正「国立銀行条例」（1876年制定、布告106号）をもって、東京・大阪・神奈川・兵庫・長崎・新潟の各県へ省達を送付した。その内容は、開港場において外国銀行洋銀券が通貨として取引の決済に使用されているが、これは政府が認可したものではなく、万が一破綻・閉鎖した場合、不測の損害を被る恐れがある。それゆえ、わが国の政府および銀行紙幣、第二国立銀行洋

44) 立脇、上掲『外国銀行と日本』15ページ。洞、上掲書、241-243ページ。高垣、上掲書、110-117ページ。

45) 洞、上掲書、245ページ。立脇、上掲『在日外国銀行史』196ページ。阿部、上掲書、219-227ページ。岡田、上掲『幕末維新の貨幣政策』84-92、136-138ページ。

46) 岡田、上掲『幕末維新の貨幣政策』93-99ページ。

銀券などを決済に使用するように注意を促すという旨のものであった。この結果、外国資本からの批判・非難が突然生じたのであったが、しかし各開港場におけるその成果は一様ではなかった。すなわち、横浜では第二国立銀行洋銀券の流通が増加したが、神戸では外国銀行の洋銀券が流通していたものの、本邦銀行のそれは流通しなかった。長崎ではまだ外国銀行の支店もなく、外国銀行の洋銀券も流通しなかったのである⁴⁷⁾。

かくして、改正「国立銀行条例」をテコとした維新政府の外国銀行洋銀券の排除策は、外国資本の強い反対運動と日本側の足並みの乱れのもとに、その所期の目的を十全に達成することはできなかった。いずれにせよ、日本側にとっては、この時期外国銀行の協力がなければその信用を確保することができず、ここにあらためて貨幣主権の確立さらには貨幣制度の整備・安定の必要性を強く刻印されることになった。事実、この時期には日本側の洋銀券は貿易・為替金融を独占的に支配していた外国銀行の保証によって、はじめて通用させることができたのである⁴⁸⁾。

ともあれ、1879(明治12)年、横浜正金銀行が創設されることとなるが、それまでは外国為替市場およびその相場はすべて外国銀行（とりわけイギリス系植民地金融機関）の独占・支配下にあり、後進資本主義国日本の貨幣・金融事情を物語るものであったといえる。

結 語

以上、幕末・維新期の貨幣・金融事情は、近代化に立ち遅れた。日本に特有の混乱に終始した。不平等条約をもって開国された幕末には外国資本の専横と外圧のなかで、金貨の大量流出とともに悪貨・贋貨が横溢し、維新後には不換紙幣の濫発による近代化、資金の創出が加わり、より一層の混乱をきわめた。近代的貨幣・信用制度は、外国資本の強圧もあって、いったん金本位（実質的には金銀複本位）制度が採用されたが、しかし日本経済には、紙幣インフレーションの進行、輸入超過の増大、正貨の流出および退蔵などが進んだのであって、結局、

維新政府は、あらためて貨幣・信用制度の整備と再編に向かわざるをえなかつたのであった。

すなわち、幕末の貨幣制度は、金銀複本位制度のもとで銀貨の二重の機能、金安銀高などを要因としてすでに混乱を始めていたが、不平等条約下の開港とともに幕府は安政二朱銀を鋳造・発行したものの、外圧に屈し、新たに安政一分銀の鋳造・発行でこれに対応することにした。しかし、外国資本はその内外金銀比価の格差を利用して投機的貨幣取引をはじめ、ここに安政の金貨大量流出がおこり、これに対して幕府は今度は万延金貨の鋳造・発行をもって対応し、この大量流出をひとまず抑止した。こうして悪貨、ひいては贋貨が横溢してくるなか、不換紙幣を濫発した後の維新政府は「新貨条例」を制定し、金本位制度を採用してともかくも近代的貨幣制度を成立させたのであったが、しかしこの際、貿易一円銀を地域的本位貨幣として開港地に通用させることとしたため、この制度はあらためて混乱を内包するものでしかなかつた。その後、紙幣インフレーションが進行するなかでロンドン銀塊相場の急落とともに国際的金銀比価が下落し、ここに再び金貨の大量流出が現出した。そこで政府は、洋銀対策として增量させた貿易銀を鋳造・発行し、これと貿易一円銀を平行して流通させることとしたが、增量貿易銀の退蔵が増加し、その流通の拡大は果たせなかつた。結局、維新政府は增量貿易銀の流通・発行を取りやめると同時に、貿易一円銀のみの通用を布告し、洋銀駆逐策の断念を余儀なくされることとなつた。

他方、金融制度の整備においては、維新政府は「為替会社」、「国立銀行」（近代的金融機関）を創設し、これに預金・貸出・為替などの銀行業務を担わせ、また、「横浜為替会社」、「第二国立銀行」にはさらに洋銀券の発行を認め、外国銀行の洋銀券に対抗させることとした。しかしここでも外国資本の強い反対・抗議と日本側では流通拡大の地域的乱れもあって、その目的を容易には達成できなかつたのであった。

かくして、このような国際市場からの強圧のなかで、維新政府は、改正「貨幣条例」をもって、事実上の銀本位制である金銀複本位制度へ移行するとともに、紙幣整

47) 洞、上掲書、245ページ。岡田、上掲『明治前期の正貨政策』37-48ページ。

48) 岡崎、上掲書、178ページ。洞、上掲書、246ページ。立脇、上掲『外国銀行と日本』50-51ページ。岡田、上掲『幕末維新の貨幣政策』100-101ページ。

理を断行しあらためて日本資本主義の発展により適合する信用制度の整備と再編に向かうこととなったのである。